

令和2年度

山形県公共事業の評価に関する意見

令和3年2月

山形県公共事業評価監視委員会

令和2年度山形県公共事業の評価に関する意見

山形県公共事業評価監視委員会は、公共事業の一層の効率化を図るとともに、実施過程の透明性を確保するため、平成10年度に設置されて以来、21年間に渡って、幅広い観点から意見を述べてきた。

近年、気候変動の影響により全国的に気象災害が激甚化・頻発化しており、本県においても、令和2年7月豪雨では、県内の広い範囲で非常に激しい降雨となり、各地で甚大な被害が発生するなど、県民の安全・安心を支える社会資本の整備や維持管理の重要性は高まっている。

社会資本の整備は、未来への投資であり、質の高い社会資本ストックを将来世代に確実に引き継いでいく必要がある。既存施設の計画的な維持管理・更新を図るとともに、将来の成長の基盤となり、安全・安心で豊かな県民生活の実現に資する社会資本整備を戦略的かつ計画的に展開していくことが不可欠である。

当委員会では、今年度、審議を2回、あわせて現地調査を1回行い、令和2年7月豪雨からの速やかな復旧への取組みや、県土の強靱化に向けた計画的な整備などについて意見が出されたところである。

これらを踏まえ、令和2年度の公共事業の評価について、当委員会の意見を取りまとめたので提出する。

令和3年 2月15日

山形県知事 吉村美栄子 殿

山形県公共事業評価監視委員会

委員長 貝山道博

I 個別事業に対する意見

1. 事前評価

下記5件の個別事業を審議したところ、事業実施が妥当である。

- (1)道路改築事業 一般国道 112 号 実生橋工区
- (2)農地整備事業 共栄地区
- (3)農地整備事業 白須賀地区
- (4)農地整備事業 岡山地区
- (5)水利施設等保全高度化事業 大倉地区

2. 事業中評価

下記33件の個別事業を審議したところ、継続が妥当である。

- (1)街路整備事業 鶴岡都市計画道路 3・5・31 号 藤島駅笹花線
- (2)道路改築事業 (一)東山七浦線 楯山工区
- (3)道路改築事業 (主)山形山辺線 滝平工区
- (4)道路改築事業 (主)寒河江村山線 東根北 I C
- (5)道路改築事業 (一)村山大石田線 村山北 I C (1)
- (6)道路改築事業 (主)新庄次年子村山線 村山北 I C (2)
- (7)道路改築事業 (主)真室川鮭川線 佐渡坂工区
- (8)道路改築事業 (主)長井飯豊線 手ノ子工区
- (9)道路改築事業 一般国道 345 号 一本木工区
- (10)道路改築事業 (一)余目松山線 庄内橋工区
- (11)道路改築事業 (主)真室川鮭川線 栗谷沢橋工区
- (12)交通安全事業 (主)寒河江村山線 中河原工区
- (13)河川改修事業 湯尻川
- (14)河川改修事業 京田川
- (15)土砂災害対策事業(砂防) 上ノ代沢 1

- (16) 土砂災害対策事業(砂防) 上ノ代沢 3
- (17) 土砂災害対策事業(砂防) 半郷沢
- (18) 土砂災害対策事業(砂防) 酢川
- (19) 土砂災害対策事業(砂防) 沢ノ上沢
- (20) 土砂災害対策事業(砂防) 姫ヶ沢
- (21) 土砂災害対策事業(砂防) 泉田川
- (22) 土砂災害対策事業(砂防) 柴の沢
- (23) 土砂災害対策事業(砂防) 出来ヶ沢
- (24) 土砂災害対策事業(砂防) マキノ沢
- (25) 土砂災害対策事業(砂防) 中田
- (26) 土砂災害対策事業(砂防) 大波渡川
- (27) 土砂災害対策事業(砂防) フグベラゾ
- (28) 土砂災害対策事業(地すべり) 梅ヶ平山
- (29) 土砂災害対策事業(急傾斜地) 西向
- (30) 土砂災害対策事業(急傾斜地) 津谷(2)
- (31) 土砂災害対策事業(急傾斜地) 内田元
- (32) 土砂災害対策事業(急傾斜地) 横町
- (33) 土砂災害対策事業(急傾斜地) 後口山

II 整備計画に対する意見

整備計画評価（事後評価）

下記 11 件の整備計画を審議したところ、事業効果の発現状況、目標の達成状況及び今後の方針は妥当である。

- (1) 都市における緊急輸送道路の無電柱化推進
- (2) 地方創生拠点形成のための「道の駅」整備
- (3) 総合的な浸水対策及び海岸侵食対策（防災・安全）
- (4) 山形県における土砂災害対策事業の推進（防災・安全）（重点）
- (5) 山形県における土砂災害対策事業の推進（防災・安全）
- (6) 山形県における土砂災害ソフト対策の推進（防災・安全）
- (7) 物流の活性化と賑わい空間創出計画（地域活性化）
- (8) 庄内浜の魅力を生かした港整備による漁村活性化計画
- (9) 農山漁村地域整備計画（山形農山漁村元気再生計画）
- (10) 農山漁村地域整備計画（山形県山村地域整備計画）
- (11) 農山漁村地域整備計画（山形県漁港漁村整備計画）

Ⅲ 公共事業全般に関する意見

1. 本県においては、令和2年7月豪雨により甚大な被害が生じたところであり、速やかな復旧・復興を進めていくことが不可欠である。
また、近年、豪雨等による自然災害が頻発化・激甚化する傾向にあり、更なる県土の強靱化を図っていく必要がある。
このためにも、事前防災として、堤防整備や道路の老朽化対策などのハード対策と、住民の迅速な避難行動につながる防災情報の提供等のソフト対策を一体として推進すること。
2. 橋梁の架替など施設の更新にあたっては、既存施設のメンテナンスなどの維持費用と更新費用の最適化を図る長寿命化計画に基づき、計画的に取り組んでいくこと。
3. 事業期間が長期に及ぶ場合も散見されることから、公共事業の実施にあたっては、効率的な事業の実施に努め、事業効果の早期発現を図ること。

令和2年度 山形県公共事業評価監視委員会委員名簿

役名	氏名	職名
委員長	かいやま みちひろ 貝山 道博	埼玉大学 名誉教授
委員	おおとも ゆきこ 大友 幸子	山形大学地域教育文化学部 教授
委員	かつき しんや 勝木 伸哉	山形銀行 常務取締役
委員	くまがい ひろみ 熊谷 弘美	フリーライター
委員	しもだいら ひろゆき 下平 裕之	山形大学人文社会科学部 教授
委員	ほりかわ けいこ 堀川 敬子	逢いの蔵 共同代表
委員	まつお しんたろう 松尾 慎太郎	東北公益文科大学公益学部 講師
委員	やなぎや りえ 柳谷 理恵	ぱれっと新庄介護施設 代表取締役
委員	やまぐち さよこ 山口 紗世子	山口法律事務所 弁護士
委員	わたなべ かつら 渡部 桂	東北芸術工科大学デザイン工学部 准教授

令和3年 2月 1日現在

【参 考】

令和2年度「山形県公共事業評価監視委員会」の開催状況

開催年月日	出席者	審議等の内容
第1回 R02. 12. 02(水) 13:30～ 測量設計業協会 2F 会議室	貝山委員長 大友委員 熊谷委員 下平委員 堀川委員 柳谷委員 山口委員	○事前評価について審議（5件） 全て事業実施が妥当 ○事業中評価について審議（33件） 全て事業継続が妥当
第2回 R03. 01. 26(火) 9:00～	貝山委員長 大友委員 勝木委員 熊谷委員 下平委員 堀川委員 柳谷委員 渡部委員	○現地調査を実施
R03. 01. 26(火) 14:15～ 建設会館 3F 中会議室	貝山委員長 大友委員 勝木委員 熊谷委員 下平委員 堀川委員 柳谷委員	○整備計画の事後評価についての審議（11件） ○公共事業評価に関する意見のとりまとめ

山形県公共事業評価実施要綱

(名 称)

第1条 この要綱は、山形県公共事業評価実施要綱（以下「実施要綱」という。）と称する。

(目 的)

第2条 公共事業評価（以下「評価」という。）は、山形県において実施する公共事業の一層の効率化及び重点化を図るとともに、その採択から実施に至る過程の透明性の確保を目的とする。

(評価の実施方法)

第3条 評価の実施方法については、評価を実施する各部局の公共事業評価実施要領（以下「実施要領」という。）で定める。

(対象の事業及び整備計画)

第4条 評価の対象は、各部局において実施する公共事業で、県が事業主体となるもの（維持管理に係る事業を除く。）及び交付金の整備計画（社会資本総合整備計画、農山漁村地域整備計画、農山漁村地域自主戦略整備計画等、以下「整備計画」という。）とし、各部局の実施要領で定める。

(実施体制)

第5条 評価を実施する部局は、評価対象の事業及び整備計画を選定し、その方針を決定するため「公共事業評価検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(客観性及び透明性の確保)

第6条 県は、評価の実施に際して、客観性及び透明性を確保するために、次の方策を講じる。

(1) 山形県公共事業評価監視委員会の設置

評価を実施するに当たり、第三者からの意見を聴き、尊重する仕組みを導入するため、「山形県公共事業評価監視委員会」（以下「監視委員会」という。）を設置する。

(2) 監視委員会からの意見の聴取

各部局の実施要領で定めた事項については、監視委員会の意見を聞かなければならない。

(3) 監視委員会の意見の提出

監視委員会は、(2)で提出された事項の必要性・効果等を客観的に審査し、今後の事業の執行、整備計画、及び評価制度について、知事あて意見を提出するものとする。

(4) 評価結果等の公表

評価結果・対応方針等は、結論に至った時点において、その経緯・評価の根拠とともに公表する。

(5) 監視委員会は、公開を原則とする。

(対応方針の決定)

第7条 知事は、監視委員会からの意見の提出があった事項については、その意見を尊重し対応方針を決定するものとする。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年10月 6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

山形県公共事業評価監視委員会設置要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、山形県公共事業評価実施要綱（以下「要綱」という。）第6条(1)の規定により設置する山形県公共事業評価監視委員会（以下「監視委員会」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所 掌)

第2条 監視委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 要綱第6条(2)に基づく知事あての意見の提出
- (2) 市町村が実施する事業の事業評価に関し、当該市町村長から依頼があった場合の審査及び当該市町村長への意見の提出

(組 織)

第3条 監視委員会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、地域の実情をよく理解している公平な立場にある有識者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 監視委員会に委員長を置き、委員の互選によって決定する。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 監視委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の

決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

6 会議で用いた資料等の取扱いについては、監視委員会が決定する。

(庶務)

第6条 監視委員会の庶務は、県土整備部管理課及び農林水産部農村整備課において所管する。

(その他)

第7条 この要領に規定するもののほか、監視委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が監視委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成10年10月 6日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 5月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。